

医療情報システム運用管理規程



公益財団法人 東京都医療保健協会

練馬総合病院

目 次

(目的)	3
(定義)	3
(病院医療情報システムの管理体制)	3
(システム管理責任者)	4
(運用責任者)	4
(監視責任者)	4
(情報システム委員会)	4
(利用者の定義と責務)	4
(医療情報の開示)	5
(病院医療情報システムの監査)	5
(罰則)	5
(雑則)	6

練馬総合病院医療情報システム運用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、練馬総合病院（以下「本院」という。）における、病院医療情報システムの安全かつ合理的な運用を図り、併せて、法令に基づき保存が義務づけられている診療録（診療諸記録を含む。以下「保存義務のある情報」という。）の電子媒体による運用の適正な管理を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 病院医療情報システムとは、電子カルテシステム及び電子カルテシステムと接続する各医療系システム、医療機器、イントラネット用ネットワーク（電子カルテ用ネットワーク）およびインターネット接続用ネットワークのことをいう。

但し、インターネット用ネットワークに関しては、「インターネット利用規程」に定める。

1. 病院医療情報システムは、次の各号に掲げる基本原則に則り運用する。
 - 1) 保存義務のある情報の電子媒体による保存については、情報の真正性、見読性、保存性を確保する。
 - 2) 病院医療情報システムの利用にあたっては、守秘義務を遵守し、患者および職員の個人情報を保護する。
 - 3) 病院医療情報システムへのコンピュータウィルスの進入及び外部からの不正アクセスに対しては、必要な対策を直ちに講じる。
 - 4) 病院が必要と認定した場合以外は、以下の項目を禁止する。
 - (1) イントラネットに接続されているコンピュータへのソフトウェアインストール
 - (2) イントラネットコンピュータへの外部記憶媒体の接続（CD-ROM、フロッピーディスクやUSB メモリー等）
 - (3) 個人のコンピュータ、ネットワーク機器のイントラネット用ネットワークへの接続
 - (4) 無線LANアクセスポイント設置（イントラネット、インターネット用ネットワーク共通）
 - (5) 病院内部、外部への情報持出し

(病院医療情報システムの管理体制)

第3条 病院医療情報システムを管理するため、次の各号に掲げる責任者を置き、管理体制は別表1に示すとおりとする。

1. 病院医療情報システムの管理責任者（以下「システム管理責任者」という。）を置き、病院長あるいは病院長が指名した者を充てる。
2. 病院医療情報システムの運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置き、システム管理責任者が指名する。
3. 病院医療情報システムに関する取扱い及び管理に関して必要な事項を審査するため、病院長のもとに情報システム委員会を置く。
4. 病院医療情報システムに関する取扱い及び管理に関して必要な事項を審議・監査するため、病院長のもとに責任者（以下「システム監査責任者」という。）を置く。

(システム管理責任者)

第4条 システム管理責任者は、病院医療情報システムの管理・運営を統括し、本規程を本院の所属職員に周知するとともに、規程に基づき作成された文書を閲覧に供し、システム管理責任者及びシステム監査責任者が保管する。

(運用責任者)

第5条 運用責任者は、次の各号に掲げる任務を行う。

1. 病院医療情報システムを安全で合理的に運用し、運用上に問題が生じた場合は、速やかにシステム管理責任者に報告する。
2. 利用マニュアル及び仕様書等を整備し、必要に応じて速やかに利用できるよう各部門に周知する。
3. 病院医療情報システムの有効活用を図り、機器の配置及び利用について決定する。
4. 利用者に対して、病院医療情報システムの安全な運用に必要な知識及び技能を研修する。
5. 病院医療情報システムと外部システムとのデータの連携に関して、システム管理責任者の承認を得る。

(監査責任者)

第6条 監査責任者は、次の各号に掲げる任務を行う。

1. 病院医療情報システムの監査を毎年1回実施し、問題点を指摘し、監査結果報告書を作成する。
2. 監査の内容については、以下の通りとする。
 - 1) 医療情報システム利用誓約書及び医療情報システム利用申請書の取得状況及び保存を確認する。
 - 2) 電子カルテデータ出力願の記録を確認する。
 - 3) 定期的にソフトウェアのウイルスチェックが行われているかを確認する。
 - 4) 各ベンダーの病院医療情報システムのメンテナンス状況を確認する。

(情報システム委員会)

第7条 病院医療情報システムの安全かつ合理的な運用を図るため、情報システム委員会を置く。情報システム委員会は原則として月1回開催する。システム管理責任者と運用責任者及び各部門で選任された者が参加し、情報システムの適正整備及び円滑な運用推進を検討することを目的とする。

(利用者の定義と責務)

第8条 病院医療情報システムを利用できる者は、次の各号に掲げる利用資格者の内、システム管理責任者が利用を許可した者とする。

- 1) 当院の職員で医療業務に従事する者
 - 2) 研修登録医
 - 3) 診療従事者で許可を得ている者
 - 4) その他システム管理責任者が必要と認めた者
2. 医師の事務作業補助を行う職員が、医師の指示のもとでシステムを使用する場合は、管理会議の許可のもと、必要なシステム権限を付加する。
 3. 利用者は次の責務を負う。

病院医療情報システムの利用にあたっては、練馬総合病院個人情報保護規定を遵守し、医療情報システム利用申請書(別紙様式1)に署名押印すること。利用者は、病院医療情報システムを使用する際に必ず自己の認証を行う。

利用者は、ID及びパスワードを他人に教えてはならない。また、他人が容易に知ることができる方法でID及びパスワードを管理してはならない。

利用者が正当なID及びパスワードの管理を行わないために生じた事故や障害に対しては、その利用者が責任を負う。

- 1) 病院医療情報システムから個人を特定できる情報を取り出す場合、患者の個人情報を保護するため、事前に理事長またはシステム管理責任者の許可を得なければならない。ただし、診療の現場で、診療の必要に応じて、患者及び患者家族、あるいは、本人の承諾を得て第三者に提供する情報はこの限りではない。
- 2) 研究・教育・研修を目的に、担当部署以外の多数症例の情報を取り出す場合には、理事長の許可を必要とする。
- 3) 病院医療情報システムの動作の異常及び安全性の問題点を発見したときは、直ちに運用責任者に報告しなければならない。
- 4) 利用者が病院医療情報システムの利用資格を失った場合及び利用しなくなった場合並びに利用状況に変更があった場合には、運用責任者及び監視責任者に速やかに報告しなければならない。
- 5) 利用者は、運用責任者が実施する運用指針及び安全性についての研修を受けなければならない。また、運用責任者からの運用及び安全性に関する通知を理解し、遵守しなければならない。
- 6) 個人情報をプリントアウトした場合や電子媒体（パソコンのハードディスクを含む）に保存した場合には、紛失、毀損、盗難等の防止に十分留意し、使用目的を終えたものについては、裁断や破壊をするなど、個人情報が復元できない状態にして破棄しなければならない。

(医療情報の開示)

第9条 医療情報の開示に関しては、練馬総合病院診療情報提供及び開示に関する規定を別に定める。

1. 電子保存された情報を、他医療機関や関係機関と電子的に共有及び交換・提供を行う際には、必ず当該患者の同意を得るものとする。
2. 他施設とのデータ交換では、セキュリティー対策や個人情報保護対策を十分に行う。

(病院医療情報システムの監査)

第10条 病院医療情報システムの運用管理状況等についての監査を実施するため、システム管理責任者が監査責任者を指名する。

1. システム管理責任者は監査責任者に監査を依頼する。
2. 監査責任者は、システム管理責任者の承認を得て、監査担当者を選任することができる。
3. 監査責任者は、病院医療情報システムの運用が安全かつ合理的に行われているかを監査し、問題解決の改善策を提案するように努める。
4. 監査は、定期的実施し実地監査を原則とする。ただし、システム管理責任者が必要と認めた場合は、臨時的監査又は書面による監査を実施することができる。
5. 監査責任者及び監査担当者は、監査実施前に監査内容の計画を立案し、システム管理責任者の承認を得るものとする。

(罰則)

第11条 監査の結果に問題があった場合及び本規程に違反があった場合には、病院医療情報システ

ムの利用停止を行うこととし、停止期間等の内容については、管理会議の議を経てシステム管理責任者が決定する。

(雑則)

第12条 この規定に定めるもののほか、病院医療情報システムの運用管理に関し必要な事項は、管理会議の議を経て、システム管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

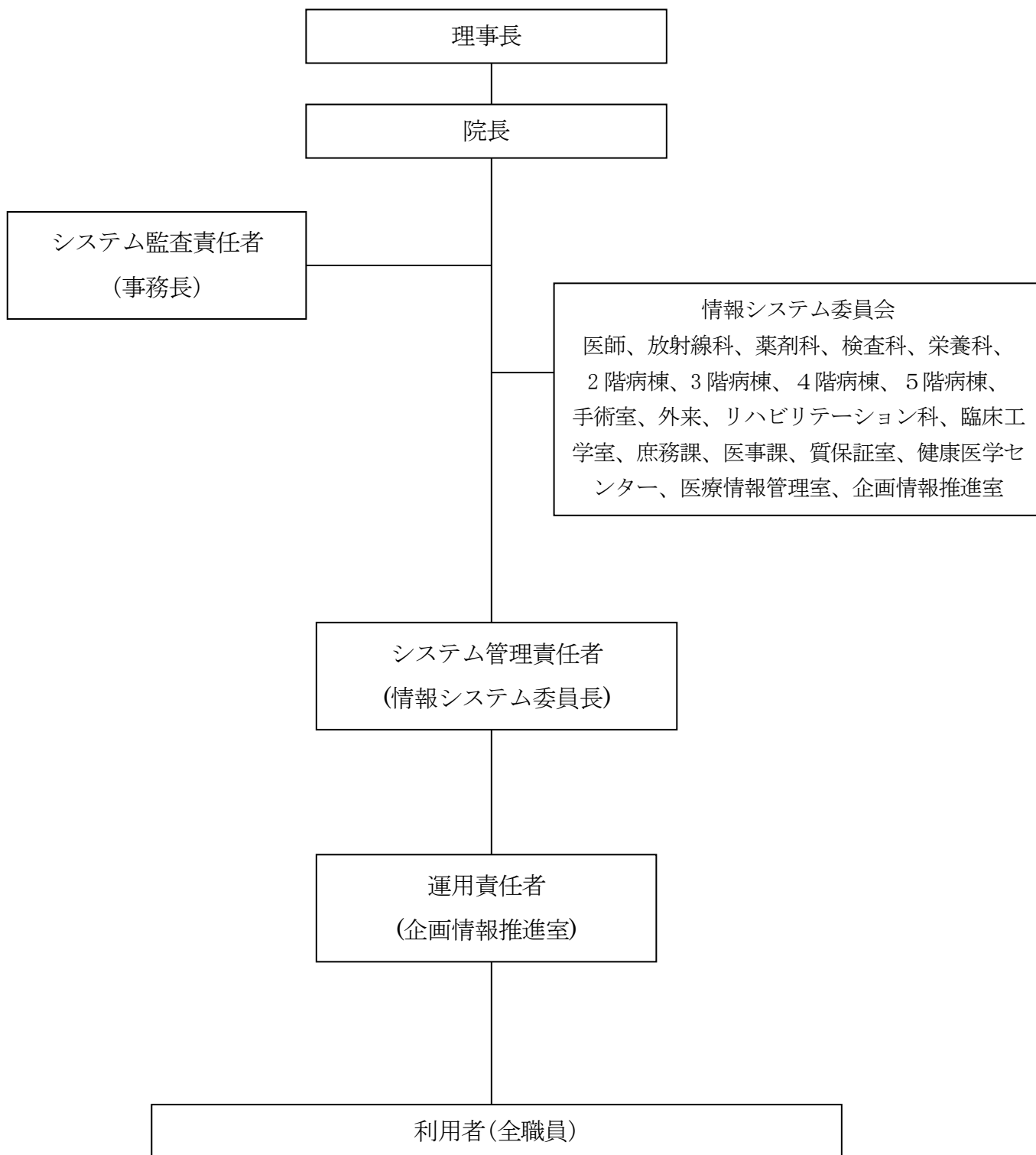
この規程は、令和3年9月30日から施行する。

別表1

別紙様式1及び別紙様式2

(別表1)

組 織 図



医療情報システム利用申請書

医療情報システム管理責任者 情報システム委員長 殿

下記の通り公益財団法人東京都医療保健協会練馬総合病院医療情報システムの使用を希望します。

記

申請日 西暦 年 月 日

ふりがな	
氏名	印
所属	

連絡先内線番号（ ）

（以下企画情報推進室にて記載）

公益財団法人東京都医療保健協会練馬総合病院 医療情報システムの利用を許可します。

利用者氏名 : ()

利用者ID : ()

利用者パスワード : ()

登録許可日 : 西暦 年 月 日

医療情報システム管理責任者 情報システム委員長

医療情報システム利用誓約書

医療情報システムを利用にあたっては「公益財団法人東京都医療保健協会 練馬総合病院医療情報システム運用管理規定」を遵守することを誓います。

なお、使用許可期限が過ぎた場合においても、職務上知り得た個人情報・機密情報の開示、漏洩又は使用しないことを約束いたします。

また、情報漏洩に加担した場合又は損害を発生させた場合は、関連法規に則り刑事告訴および公益財団法人東京都医療保健協会練馬総合病院就業規則等の規定により処分を受ける場合があることを了解いたします。

西暦 年 月 日

公益財団法人東京都医療保健協会練馬総合病院長 殿

利用者所属

利用者住所

利用者氏名

印